

## 失踪という「問題」の在り処について——「失踪者」の家族の視点から——

(第一回)

日本行方不明者捜索・地域安全支援協会（以下 MPS）は、人間の失踪という事態を問題視し、その解決に向けて「失踪者」を捜索する家族を支援するために発足した特定非営利活動法人（NPO）である。しかし、たとえば MPS の WEB サイトを初めて訪れた人であれば、なぜ人間の失踪が問題視され、MPS のような NPO が必要であるのかを疑問に思うかもしれない。というのも、家族等の身近な人間の失踪を経験していない人であれば、次のような点を理解しがたいことは全く自然なことに思われるからである。誰かが突然家族の前から、あるいは社会から消えてしまうことが、誰にとつての不利益となるのか。それは、どのようなもので、どの程度の不利益なのか。そして、その不利益はどれほど「不条理」なもので、避けがたく、耐え難いものであるのか。

本記事では、これまでの私の研究——主に中森弘樹（2010）——に基づき、日本の失踪にまつわる「問題」の所在を概観する。ここでの我々の目的は、主に以下の三点である。第一に、日本国内における人間の失踪を取り巻く現状を説明し、「何が分かっており、何が分かっていないのか」を明確にすること。第二に、失踪を「問題」として捉えるためには、まずは「失踪者」の家族に焦点を当てる必要があることを説明すること。第三に、「失踪者」の家族という視点から、失踪がなぜ「問題」となるのかを、社会学的方法を用いて明らかにすること。以上の目的に基づき、本記事は三回に分けて記されることになる。一回目は、主に第一と第二の目的のために紙幅が割かれる。二回目は、第三の目的を果たすために、「失踪者」の家族へのインタビュー調査の結果に基づく分析を行う。三回目は、所在が明らかになった失踪という「問題」に対する解決の糸口と、その問題から導かれる一般的な示唆について述べることにする。この一般的な示唆は、人間の失踪という一見特殊に見える事態が、実は我々の日常生活から必ずしも遠く離れたものではないということを教えてくれるはずである。

### 1. 日本国内における失踪の現状

まずは本記事における用語の定義を確認しておこう。本記事における「失踪者」とは、「家族や共同体から消え去り、連絡が取れずに所在も不明である人間」として定義される。それにとまって「失踪」も、「人間が家族や共同体から消え去り、連絡が取れずに所在も不明となる」事態を指すことにする。本記事で「行方不明者」という言葉を用いずに「失踪者」という用語を用いるのは、警察の捜索対象となった人間に対して用いられる「行方不

明者」という用語との重複を避けるためである<sup>1)</sup>。もちろん、「失踪者」の多くは家族から警察に行方不明者届出書が出された「行方不明者」であることが想定されるが、全ての「失踪者」に対して行方不明者届出書が出されるわけではないので、二つの概念は区別しておくことが肝要であろう。

以上の用語の定義を踏まえた上で、まず本節では日本の現代社会における「失踪者」を取り巻く現状を概観しておきたい。といっても、これに関しては眞鍋貞樹（2008）の先行研究が存在するので、詳しくはそちらを参照されたいのであるが、ここでは本記事に必要な点を中心に改めて整理を行っておくことにする。

まず、日本国内で毎年どれだけの「失踪者」が生じるのかについてであるが、先ほども述べたように「失踪者」となった全ての人間に対して行方不明者届出書が出されるわけではないので、年間に生じる「失踪者」の総数は厳密には把握されていない。そこで、まずは統計的に確認が可能である「行方不明者」の人数を——つまり、行方不明者届出書が出され、警察の捜索の対象となる人間の人数を——確認しておこう。警察庁生活安全局生活安全企画課（2009a）によれば、2008 年中に捜索願が受理され「行方不明者」となった人間の人数は 84739 人である。この人数は、統計が残る 1956 年以降は一度も 8 万人を下回ったことがなく、また 1970 年、1978 年から 1984 年、2001 年から 2003 年にかけては 10 万人を上回っている。このように年間に多くの「行方不明者」が発生することが統計的に把握されているのであるが、「失踪者」となった全ての人間が「行方不明者」として把握されないという事実を踏まえると、「失踪者」の人数はさらに多いものと推測される。以上の点より、少なくとも毎年 10 万人前後の「失踪者」が——失踪が一時的であるにせよ、長期的であるにせよ——現代社会では生じていることが分かる。

次に、「失踪者」ならびに失踪にはどのようなケースが想定されるのであろうか。我々が失踪と聞いて直ちに思い浮かべるのは「失踪者」本人の家出であるが、実は失踪には様々な種類の状況がありうる。眞鍋（2008）によれば、警察は失踪を「自己の意思の有無」によって分類するという。「自己の意思による失踪」とは、事実とは無関係に、警察当局が失踪には犯罪性が無いと推定した場合のことであり、家出あるいは自殺などの原因が推定される。一方、「自己の意思によらない失踪」とは、警察当局が、失踪に犯罪性が有ると推定した場合のことであり、犯罪事件の被害者として想定されるものである。例として、殺人、略取・誘拐、監禁、人身売買、国外移送目的略取などが想定される。さらに、「個人の意思とは無関係な偶発的な失踪」として、海難事故、山岳遭難や、地震、津波などの自然災害があるという。このように一言で失踪といっても原因には様々なものがあり、それらを警察は 3 つのグループに大別するのであるが、ここで重要であるのは、それらの分類はあくまでも警察の「推定」によるものに過ぎないということである。つまり、失踪という事態の性質上、「失踪者」の失踪の原因が何であるかは——家出なのか、自殺なのか、誘拐や拉

致であるのか、はたまた駆け落ちであるのかは——、「失踪者」が何らかの形で発見されるまでは、厳密には誰にも分からないのである。そのため、「失踪者」がいつまでも発見されないような「深刻な」失踪ほど、原因が本当は何であるのかがいつまでも分からないことになる。また、当初から手がかりが全く無いために、そもそも原因の推測が困難な失踪も多く存在する。よって、とりあえずここでは、失踪には様々なタイプがあるが、その正確な実態を把握するのは現時点では困難であるということを確認しておこう。

では、家族が「失踪者」の捜索を希望する場合、それはどのようにして行われるのか。我々が「失踪者」を捜索する機関として真っ先に思い浮かべるのは警察であろう。しかし、警察が実際に捜索を行うのは、原則として警察が「自己の意思によらない失踪」であると判断したケースであり、「自己の意思による失踪」と判断された場合、一部の例外を除いて「失踪者」は警察の全面的な捜索の対象とはならない<sup>2)</sup>。その場合、「失踪者」の捜索を希望する家族は、独力で捜索を行うか、もしくは NPO——日本では MPS——や民間の調査会社と協力して捜索活動を行うことになる。しかし、このような家族による捜索には当然限界があり、全ての「失踪者」が発見されるわけではない。たとえば警察庁生活安全局生活安全企画課（2009a）では、年間に受理される行方不明者届出書の件数が、年間に発見される「行方不明者」の人数を常に数パーセント上回っていることが分かる。つまり、「行方不明者」が生じるペースに、「行方不明者」が発見されるペースが追いついていないのである。その結果、多くのケースで「失踪者」が発見されないまま「迷宮入り」（眞鍋 2008: 179）する形となっており、この点に関しては MPS の WEB サイト内の行方不明者リスト等からも伺い知ることができる。

## 2. 【「失踪者」の家族】という視点

さて、前節では日本の現代社会における「失踪者」を取り巻く現状を概観してきたが、このような状況があるにも関わらず、これまで失踪が大々的に「問題」として扱われることは少なかった。それは、これまで失踪にまつわる「問題」の所在——ある人間が失踪することで、誰がどのような不利益を被るのか——が必ずしも明確にされてこなかったからであると考えられる。しかし、そのことを身近な人間の失踪を経験していない我々が理解するのは、決して容易なことではない。それは、我々が失踪について考える際に、最初に「失踪者」本人の方に目を向けてしまいがちであるという事実起因している。

しかし、最初に「失踪者」本人に目を向けることが、なぜ失踪にまつわる「問題」の所在についての理解を妨げてしまうのか。この点については、前節で確認した失踪という事態の性質を思い起こすと良い。まず、失踪は「人が突然消える」という点ではどのケースも一致しているが、その内実や原因には実に様々なものがあつた。そして、失踪にはその

タイプごとに、それぞれ異なる社会的な背景が存在すると考えられる。たとえば、家出には家出の、自殺には自殺の、駆け落ちには駆け落ちのそれぞれ異なる社会的背景があり、また、拉致にはまた固有の問題が存在するのである。このように様々なタイプの失踪があるにもかかわらず、最初に「失踪者」本人に焦点を当てて、失踪が生じた共通の社会的背景を見出すことは困難である。また、失踪では「失踪者」が発見されない限り、その本当の原因は分からないままであった。そのため、我々が特に問題視すべき「迷宮入り」するような失踪において、そのようなケースではどのようなタイプの失踪が多くを占めるか、等の分析が不可能なのである。よって、「迷宮入り」する失踪の中で特に多く生じる失踪のパターンを見出し、それを社会の「問題」として取り上げることも困難である。総じて言えることは、失踪の実態が現時点ではブラックボックスである以上、「失踪者」の側に焦点を当て、「その人間がなぜ失踪してしまったのか」、そして「それはどのような点で社会にとって問題であるのか」を説明するのは難しいということである。

では、現時点で明らかである失踪の「問題」の在り処は、一体どこにあるのか。そして、それを身近な人間の失踪を経験していない多くの人々に伝える術はあるのか。ここで我々は発想を転換して、失踪によって残された「失踪者」の家族に焦点を当てる必要がある。というのも、これまで述べてきたように「失踪者」はそれぞれが異なる状況下にあると想定されるが、「失踪者」の家族は、少なくとも「家族が失踪した」という共通の経験を持っているからである。この失踪という共通の経験が、残された家族に何らかの負担を与えていることは容易に想像が可能であるし、実際にそれは眞鍋（2008）でも述べられている通りである。そして、「失踪者」の家族たちが失踪による共通の不利益を被っており、なおかつそのような事態が社会から放置されているとすれば、それこそが失踪に関して最初に説明されるべき「問題」なのではなかろうか。

少々回り道になってしまったが、以上の根拠に基づき、本記事では「失踪者」の家族に焦点を当てることにする。その直接の目的は、失踪にまつわる「問題」の所在を「失踪者」の家族という視点から明らかにすることであるが、引いてはこの作業は、今後失踪について考察してゆく上での基本的な思考の枠組みを提供することにもなるだろう。

さて、我々の目的を達成するために、またそれを身近な人間の失踪を経験していない人々に伝えるために行うべきことは、主に以下の二点である。まず、「失踪者」の家族たちの失踪に関する生の声、語りを書き記すこと。そして、それらの語りを詳細に分析し、共通する要素——主に「失踪者」の家族らが被っている不利益に関する——を読み解くこと。今回は、本記事がインターネット上で広く公開される記事であるという点を踏まえ、主に後者の分析の結果のみを記すことにしたい。その具体的な内容については、次回で述べることにする。

## 【注】

- 1) この「行方不明者」という名称は、以前は「家出人」という名称が用いられていたが、国家公安委員会（2009）によって2010年度から現在の名称に変更された。また、それにもなって警察に出される届出の名称も「捜索願」から「行方不明者届出書」に変更された。
- 2) 一部の例外とは、行方不明者届出書が出された失踪者が警察によって「特異行方不明者」として認定される場合である。主なケースとしては、「行方不明者」の生命に危険が及んでいるおそれがある場合、「行方不明者」が自身や他人に危害を及ぼすおそれがある場合、事故や犯罪などに巻き込まれたおそれがある場合、「行方不明者」が高齢者や年少者である場合などであり、そのようなものとして警察に判断されたとき初めて、「失踪者」は警察の全面的な捜索の対象となる。

## 【文献】

- 警察庁生活安全局生活安全企画課，2009a，「平成20年中における家出の概要資料」，警察庁ホームページ，（2010年4月14日取得，[http://www.npa.go.jp/toukei/chiiki\\_iede/h20\\_iede.pdf](http://www.npa.go.jp/toukei/chiiki_iede/h20_iede.pdf)）.
- 国家公安委員会，2009，「行方不明者発見活動に関する規則」，警察庁ホームページ，（2010年4月14日取得，<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki72/katsudoukisoku.pdf>）.
- 眞鍋貞樹，2008，「失踪問題の解決への政治的・法律的課題」『法政論叢』42: 178-188.
- 中森弘樹，2010，「失踪者の家族社会学」京都大学人間・環境学研究科2009年度修士論文.